

【技 1-24】

住民等への情報伝達・発信等（災害時）

【基本的事項】

災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なる。対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができる。これらの対応時期に適正な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応することが必要である。

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	・自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し ・自治体のホームページ ・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容）	・有害・危険物の取り扱い ・生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 ・問い合わせ先 等
	・広報宣伝車 ・防災行政無線 ・回覧板	・仮置場への搬入 ・被災自動車等の確認 ・被災家屋の取り扱い
	・自治体や避難所等での説明会 ・コミュニティFM	・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報 (対象物、場所、期間、手続き等) 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法	・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等
処理ライン確定～本格稼働時		

図 対応時期ごとの発信方法と発信内容

【留意事項】

対応時期ごとに情報の伝達・発信するうえで留意する事項について以下に述べる。

(1) 災害初動時

- ・優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物質支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮する。
- ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。
- ・どの時期にどのような情報を伝えるかの大まかなロードマップを示す。

(2) 災害廃棄物の撤去・処理開始時

- ・具体的な取り扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
- ・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- ・被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成する。

(3) 処理ライン確定～本格稼働時

- ・仮置場への搬入に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

(4) 全般

- ・情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示する。
- ・外国人に向けて、英語版のチラシを作成する¹⁾。
- ・障害者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努める。

出典：1) 第5回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会資料「情報発信・広報」

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」

という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。
 - ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

(申請の取下げ)

第10条 市町村は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第11条 環境大臣は、第9条第4号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 12 条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 環境大臣は、第 8 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。

2 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 14 号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。

3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。

5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

- 2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

- 一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合
 - 二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項（ただし書きを除く。）及び第5項の規定を準用する。

(その他)

第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助金の交付については、第3条から第15条の規定にかかわらず、別紙の規定によるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

別表

区分	費目	内 容
し尿処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	し尿の処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
ごみ処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	ごみの処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
漂着ごみ処理	同上	同上

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第2条で規定する広域廃棄物理立処分場、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するPCB廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 前項における「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1（平成28年熊本地震による災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8）を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 都道府県、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法

律第117号) 第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)により設立した法人(以下「広域臨海環境整備センター」という。)及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「地方公共団体等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣にしなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 地方公共団体等は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を地方公共団体等に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 地方公共団体等は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいづれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分

- 額のいずれか低い額の 30%以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 7 号による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 8 号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合はこの限りでない。
- 四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第 9 号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により地方公共団体等の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。
- 六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、地方公共団体等に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第 12 条第 3 項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 九 地方公共団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、当該財産に廃棄物処理施設災害復旧事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十 地方公共団体等は、取得財産等のうち、不動産及びその從物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。な

お、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境省令第 080515002 号環境省大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 地方公共団体等は、第 7 条第 1 項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第 11 条 環境大臣は、第 9 条第 4 号の規定による報告書に基づき、地方公共団体等が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、地方公共団体等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、地方公共団体等に対して報告を求め、又はその職員に地方公共団体等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 12 条 地方公共団体等は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 環境大臣は、第 8 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

2 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応

じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14号による交付額確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

- 3 環境大臣は、地方公共団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、地方公共団体が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。
- 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。
- 2 地方公共団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができる。
- 一 地方公共団体等が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合
 - 二 地方公共団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（地方公共団体等の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項（ただし書きを除く。）及び

第5項の規定を準用する。

(その他)

第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

(附則)

1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付した補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成28年10月11日から施行する。

別表

区分	費目	内 容
工事費	本工事費 付帯工事費 用地費及び補償費 調査費 機械器具費 當繕費 工事雜費	各費目の内容については、昭和53年5月31日厚生省第382号厚生事務次官通知別紙「廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別表2」による
事務費	旅費及び宿費	

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第3条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

- ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ② 市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
② 自動車、船舶、機械器具の借上料
③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
④ 機械器具の修繕費
⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）
⑧ 委託料

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 でいう指定都市をいう。以下同じ。）及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費 800 千円未満のもの
- ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費 400 千円未満のもの
- ③ 漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するものの
 - (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
 - (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が 150m³ 未満のもの
 - (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
 - (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

(4) 他の災害復旧事業との調整

他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 選定事業者」という。）、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）により設立した法人（以下「広域臨海環境整備センター」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「地方公共団体等」という。）が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 凈化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日衛淨第 67 号）による事業に限る。）
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB 廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。）

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日

環廃対発第 050411001 号)、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和 53 年 5 月 31 日厚生省環第 382 号)、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 4 年 5 月 22 日厚生省生衛第 549 号)及び廃棄物処理施設整備費(PCB 廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金交付要綱(平成 13 年 8 月 8 日環廃産第 369 号)を準用する。

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

施設名	金額
一般廃棄物処理施設	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあっては 1,500 千円、町村にあっては 800 千円
し尿処理施設	ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあっては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあっては 800 千円
コミュニティ・プラント	
汚泥再生処理センター	
生活排水処理施設	
ごみ処理施設	
廃棄物循環型処理施設	
廃棄物運搬用パイプライン施設	
埋立処分地施設	
マテリアルリサイクル推進施設	
エネルギー回収推進施設	
有機性廃棄物リサイクル推進施設	
最終処分場	
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあっては 1,500 千円、町村にあっては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあっては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあっては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター 1,500 千円
PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円

- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
- ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- ④ 維持工事とみられるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(4) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(5) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

第3 被害状況の報告

- (1) 地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあっては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- (2) 都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- (3) 被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

第5 事業計画の変更に伴う事前協議

- (1) 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請

書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

① 事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、浄化槽推進室長又は産業廃棄物課長が別途定める。

(附則)

- 1 この要領は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

事務連絡
平成 年月日

静岡県知事様

要請自治体の長

支援要請書

下記により、支援を要請します。

記

1 連絡先

担当部署			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電話			ファクシミリ
備考			

2 災害の状況（分かれる範囲で記載）

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災状況	

3 支援要請内容（分かれる範囲で記載）

項目	内容
し尿	仮設トイレ (要・不要) ・基数(基) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
	簡易トイレ (要・不要) ・基数(基) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
	マンホールトイレ (要・不要) ・基数(基) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
	バキューム車 (要・不要) ・種類と台数(t 車 台) (t 車 台) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
	処理 (要・不要) ・量(t) ・支援場所()

ごみ (収集運搬)	収集車 (要・不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・種類(パッカー車、平積み車等)と台数 (2tダンプ: 台)(: 台) (4tダンプ: 台)(: 台) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
	その他 収集運搬機材 (要・不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・種類(バックホウ等)と台数 (: 台)(: 台) (: 台)(: 台) ・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日) ・支援場所()
ごみ (処分)	焼却等中間処理 (要・不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類と量 (: t)(: t) (: t)(: t) ・支援場所()
	最終処分 (要・不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類と量 (: t)(: t) ・支援場所()
作業員 (運転手を除く。)	・人員数(名)	
	・支援期間(年 月 日 ~ 年 月 日)	
その他	・支援場所()	

4 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位:トン) (分かれる範囲で記載)

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	混合	木くず	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

事務連絡
平成年月日

静岡県知事様

要請自治体の長

支援要請実施報告書

下記により、支援を要請します。

記

1 記入者

担当部署			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電話		ファクシミリ	
備考			

2 災害の状況

災害の種類			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害による被災状況			

3 支援要請実施内容

別紙のとおり

(別紙)

項目	車両、資機材等の名称 又はごみの種類	支援市町 ・団体等	応援日と台数又は人員数					
			/	/	/	/	/	/
し尿	仮設トイレ (有・無)	—						
	—							
	—							
	簡易トイレ (有・無)	—						
	—							
	—							
	マンホールトイレ (有・無)	—						
	—							
	簡易トイレ (有・無)	—						
	—							
ごみ (収集運搬)	バキューム車 (有・無)	t車						
	—	t車						
	—	t車						
	処理 (有・無)	—						
	—							
	—							
	収集車 (有・無)	2tダンプ						
	—	4tダンプ						
	—							
	—							
ごみ (処分)	その他の収集運搬機材 (有・無)							
作業員(有・無)	焼却等中間処理 (有・無)	木くず						
	—							
その他	最終処分場 (有・無)	燃え殻 ばいじん						
	—							